

国立大学法人大阪教育大学 みらい教育共創館オープンラボ貸付 募集要項

国立大学法人大阪教育大学(以下「本学」という。) みらい教育共創館オープンラボ(本学の研究成果の活用又は本学との共同研究等を含む本学との連携により、教育課題の解決又は教育の高度化に取り組む企業等に使用させる施設)の貸付について、公募により広く優れた企画提案を募り、もって教育課題の解決や教育の高度化、教育人材育成の高度化を図ることを目的として、本学オープンラボを活用し本学との協働事業・共同研究に取り組むことを希望する法人等を以下のとおり募集する。

1 対象施設

大阪教育大学みらい教育共創館 5階 オープンラボ(1室)
(大阪市天王寺区南河堀4-88 天王寺キャンパス)

2 募集の概要について

(1) 貸付の条件

- ①貸付開始日：令和8年4月1日(予定)
- ②貸付期間：3年以内。ただし、協働事業・共同研究の継続に伴う貸付許可の延長を希望する場合には再申請ができるものとする。
- ③貸付条件及び貸付許可：「国立大学法人大阪教育大学みらい教育共創館オープンラボ貸付細則」に基づき貸付許可を行う。

(2) 応募資格

みらい教育共創館オープンラボを活用し、本学との協働事業・共同研究に取り組むことを希望する法人等。複数団体の複数の者による共同申請も可能とする。

ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び
申立てがなされているもの

⑥国税、地方税等を滞納しているもの

⑦前各号によるもののほか、貸付者または協働事業・共同研究のパートナーとして
ふさわしくないと大学が認めるもの

(3) オープンラボの概要及び貸付料

名称	面積	貸付料 (月額・税込み)	付帯設備利用料 (月額・税込み)
502 研究ブース	20 m ²	60,000 円	3,000 円

※敷金・礼金は徴収しない

※施設の利用可能時間は、原則として7時から23時までとする

(4) 貸付者が利用できる付帯設備

①ラウンジスペース

②3・4階未来型教室

③4・5階ミーティング室

④5階プレゼンテーションコート

利用可能施設	利用時間の上限
301未来型教室 302未来型教室 401未来型教室 402未来型教室 506プレゼンテーションコート	合計 8時間/月
404ミーティング室 509ミーティング室	合計 12時間/月

※上表に規定する利用時間の上限を超えない範囲の利用料については、付帯設備利用料に含まれる。

利用時間の上限を超える場合の利用料は、国立大学法人大阪教育大学固定資産貸付要項に定めるところにより、別途徴収する。

(5) オープンラボの設備等

①エアコン、換気扇は各室備え付け

②給湯室、トイレは共用部分のものを利用

③什器類は使用者の負担により持ち込み

- ④電話、インターネットは使用者の負担により引き込み、
利用料金は使用者が負担
- ⑤退去時には使用者の負担により現状復旧
(電話、インターネットなどを含む)
- ⑥建物にガスを引き込んでいないため、ガス機器は利用不可

(6) 募集期間

令和7年10月16日(木) から令和7年12月1日(月)

ただし、郵送での受付は締切当日消印まで有効とする。また、Eメール受付は締切当日の16時までとする。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から16時までとする。

(7) 応募時の提出書類

- ①オープンラボ貸付申請書(別紙様式1)
- ②企画提案書
- ③法人に係る以下の書類等
 - 定款、規則等
 - その他(会社・団体等の概要)

(8) 企画提案書作成要領

- ①企画提案書は、A4判(縦でも横でも可)で作成すること。
- ②企画提案書の様式・枚数は自由。
- ③紙媒体で提出する場合には3部提出すること。両面コピー可。
- ④以下に掲げる「本学が求める協働事業・共同研究」を踏まえて、テーマを設定し、協働事業・共同研究及び、みらい教育共創館を活用した事業に関する企画を提案すること。

<本学が求める協働事業・共同研究>

ア) 先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発(ダイバーシティ、教科横断と探求学習、ファシリテーターとしての教員、学習者中心の授業デザイン)

イ) 未来型教室を活用した、新しい授業方法等の開発

ウ) 先端技術・教育データ活用、グローバル、SDGs等の教育課題や、地域の教育課題の解決、教員養成や教育の高度化に資する協働事業・共同研究

(例えば、生成AIを活用した授業設計・校務支援、不登校・多様な学びの伴走支

援、外国にルーツを持つ児童・生徒の支援、その他現代の学校教育における諸課題への対応等)

※上記を、本学との協働事業・共同研究として実施するとともに、その成果を、学校現場、教育委員会等に広く展開すること。

(9) 選定方法

以下の「審査の観点」に基づく企画提案書の内容の審査、応募の趣旨、応募資格等を総合的に判断して、貸付候補者を決定する。

<審査の観点>

以下の観点に基づき企画提案書の審査を行うため、それぞれの観点について必ず記載すること。

- ア) 企画における研究内容の先進性及び教育への波及効果
- イ) 企画の実現性
- ウ) 企画の独自性
- エ) みらい教育共創館を活用した事業に関する提案
- オ) 共創拠点で事業に取り組む意義・シナジー効果

※本学は、令和4年3月、文部科学大臣から教員養成フラッグシップ大学に指定された。教員養成フラッグシップ大学とは、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくためのけん引役として、以下の①～③の役割を果たす大学のことである。

- ①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発
- ②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開
- ③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等

審査にあたっては、本学が上記の役割を果たす上で、有為であることを確認するものとする。

(10) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての申請者に通知する。また選定された者のみ、本学のホームページで公表する。

3 貸付許可

選定した貸付候補者と貸付条件に関する協議を行った上で、貸付許可を行う。

4 貸付料の納入時期

貸付料は月毎、または年度毎の支払いとし、本学が発行する請求書に基づき納入期限までに本学指定の銀行口座に振込むものとする。

5 貸付条件等の詳細

貸付条件等は、「国立大学法人大阪教育大学みらい教育共創館オープンラボ貸付細則」及び「みらい教育共創館におけるオープンラボについて貸付許可された者が貸付許可以外の施設を利用することに関する申合せ」、その他本学の規定に基づくものとする。

6 募集要項等に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 説明書に対する質問がある場合は、次により提出すること。

- ①提出期限 令和7年10月31日（金）16時 ただし、休日は受け付けない。
- ②提出場所 記7に同じ。
- ③提出方法 持参、郵送または電子メールにより提出すること。（様式自由）
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(2) (1) の質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

- ①閲覧期間 令和7年11月7日（金）9時から令和7年12月1日（月）16時まで
- ②閲覧場所 大阪教育大学ホームページ

https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/sisetsu/joint_construction/openlabo.html

7 提出書類の提出先及び問合せ先

大阪教育大学学術部学術連携課みらい教育推進係

〒543-0054 大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88 大阪教育大学みらい教育共創館

T E L : 06-6775-6010

e-mail : mirai@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

8 その他留意事項

本要項に記載の内容は、社会情勢の変化や本学の施設運営上の必要等により、契約期間中であっても変更となる場合がある。その場合は、速やかに通知し、必要に応じて協議の上対応する。